

平成29年(2017年)4月7日(金)

報道関係各位



海外見本市等の出展経費の一部を助成します！ ～平成29年度「海外見本市等出展事業助成金」を募集します～

NICO（公益財団法人にいがた産業創造機構）では、県内中小企業者の海外販路開拓等を支援するため、海外で開催される見本市等への出展経費の一部を助成をします。

については、平成29年度「海外見本市等出展事業助成金」を募集しますので、是非、報道で取り上げてくださるようお願いいたします。

記

1 助成対象者

新潟県内に事業所を有する中小企業者(*)及び団体(中小企業者が構成員の2/3以上を占めていること)

(*)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者

2 助成の条件

(1) 対象事業

平成29年6月1日から平成30年5月31日までに海外で開催される見本市等(見本市・商談会、国際的な品評会)への出展

(2) 助成額

事業の総経費の1/2以内で、会場借上費(*)を助成します(NICO予算の範囲内で助成)。

(*)会場賃借料、小間賃借料、見本市参加負担金等

(3) 助成限度額

35万円

3 申請書の受付期間

平成29年5月2日(火)17時30分(郵送又は持参で必着)

要件審査を行い、助成の可否及び助成額を決定します。

【添付資料】海外見本市等出展事業助成金募集のご案内

〈この件に関する問い合わせ先〉

(公財) にいがた産業創造機構 販売戦略チーム 担当:小川、駒田
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL: 025-246-0063 (直通) FAX: 025-246-0030 E-mail: trade@nico.or.jp

平成29年度海外見本市等出展事業助成金 募集の御案内

海外で開催される見本市等への出展経費の一部を助成します。

公益財団法人にいがた産業創造機構(NICO)では、県内の中小企業者に対して、販路開拓等のために海外で開催される見本市等への出展に係る費用の一部を助成します。

1 助成金を申請できる企業

新潟県内に事業所を有する中小企業者(*)及び団体（中小企業者が構成員の2/3以上を占めていること）

(*)中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者

2 助成対象見本市

平成29年6月1日から平成30年5月31日までに海外で開催され、交付決定日から平成30年2月末日までに会場借上費の支払いを完了する見本市等(見本市・商談会、国際的な品評会)

※助成対象とならない事業

- ①過去3回以上この事業で助成を受けたことのある見本市等
- ②物産展や卸売会、並びに見本市であっても販売(即売)を目的に出展する場合

3 助成率及び助成限度額

(1) 助成率

事業の総経費(*1)の1/2以内で、会場借上費(*2)を助成します
(予算の範囲内)。

(*1)展示品等輸送費、展示装飾費、広告宣伝費、通訳費、旅費

(*2)会場賃借料、小間賃借料、見本市参加負担金等

【注意】交付決定日から平成30年2月末日までに支払った経費が対象となります。

(2) 助成限度額 35万円

4 申請方法

下記書類を提出してください。

(申請書及び交付要綱はNICOホームページ(<http://www.nico.or.jp/service/12431/>)からダウンロードできます。)

- ・海外見本市等出展事業助成金交付申請書(別記第1号様式)
- ・海外見本市等出展事業計画書(別記第1号様式 別紙1)
- ・見本市等の概要がわかるもの(募集要項など)
- ・会場借上費が確認できる書類(外貨の場合は、レート根拠も添付)

5 受付期間

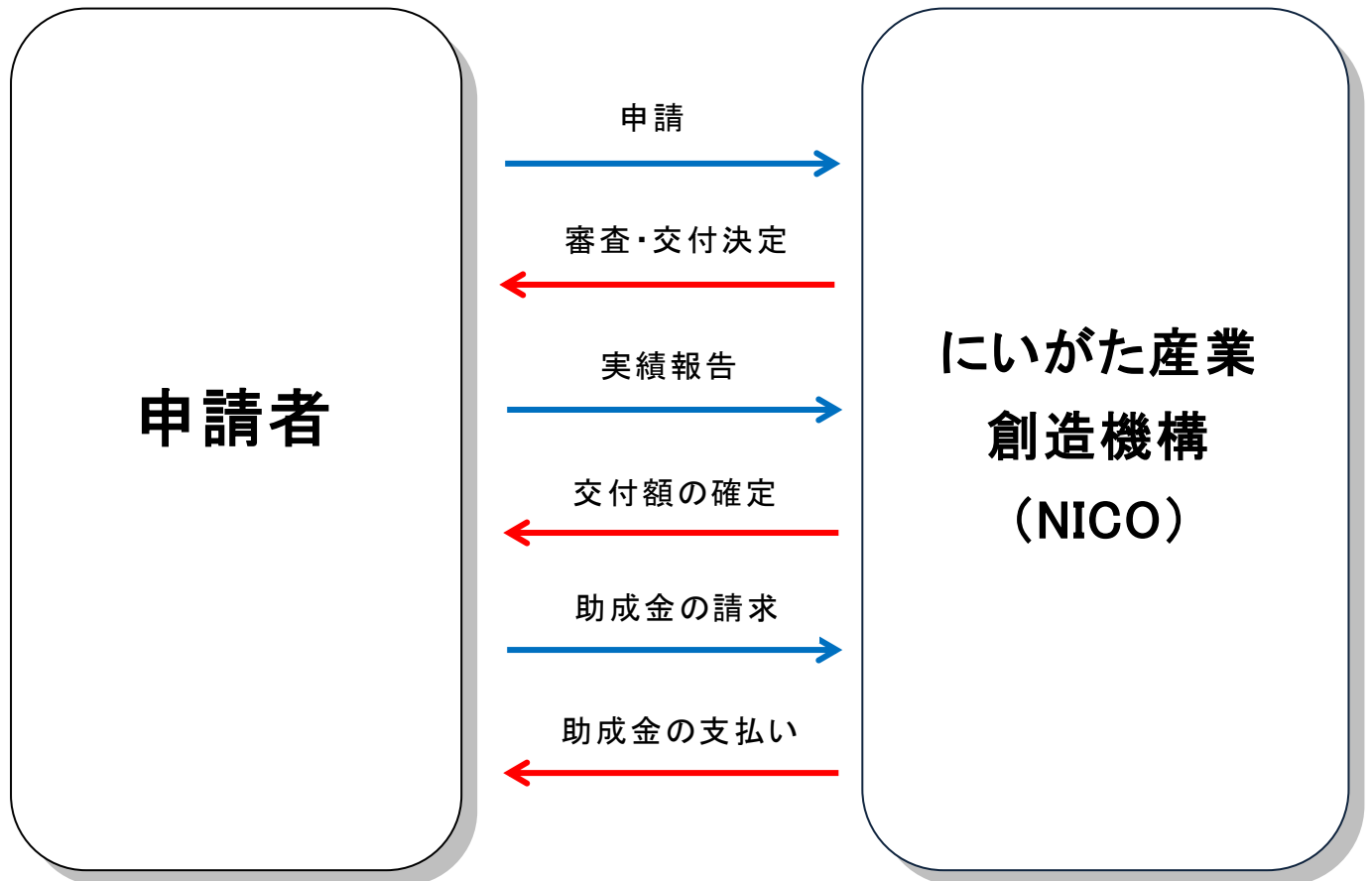
平成29年4月3日(月)~5月2日(火)17:30(郵送又は持参で必着)

※交付決定は5月中を予定しています。

6 助成事業の決定方法

申請書類の審査、電話等での要件審査を経て助成事業を決定し、申請者に通知します。

申請から助成金支払いまでの流れ



◎実施実績を機構ホームページで公表することに同意すること及び商談結果についての調査協力することが交付の条件となります。

【お問い合わせ・申請書の提出先】

公益財団法人にいがた産業創造機構 販売戦略チーム
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階
TEL 025-246-0063 (直通) / Eメール trade@nico.or.jp